

**鳥取県告示第284号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の有効期間を延長する旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

有効期間を延長する種畜証明書の番号	延長後の有効期間
平成22鳥取県1第10から平成22鳥取県1第29号まで	平成23年度の家畜改良増殖法第4条第1項本文の規定により独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査の日まで